

# 千葉県青少年育成委員会委員推薦要領

## (設置)

第1条 各中学校区に千葉県青少年育成委員会委員推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）を設置する。

## (委員長及び委員)

第2条 推薦委員会に委員長及び委員を置く。

2 推薦委員会の委員長は、各中学校区の青少年育成委員会（以下「育成委員会」という。）会長をもって充てる。ただし、新たに育成委員会を設立する場合には、育成委員会の設立を目的とする準備組織の会長をもってこれに充てる。

3 委員は、委員長が、概ね10名前後を選任する。

## (推薦の基準)

第3条 候補者の推薦にあたっては、青少年相談員、青少年補導員、町内自治会役員、スポーツ推進委員、民生委員児童委員、保護司、学校教職員、PTA・保護者会役員、子ども会役員、青少年団体役員、女性団体役員、学識経験者、地域協力者等の中から次の各号に掲げる基準により、候補者として推薦する。

- (1) 青少年の問題について深い理解と熱意を有し、青少年に対して愛情を注ぎ得る者。
- (2) 候補者は人格高潔で良識があり、かつ実行力のある者。
- (3) 候補者は現在その地域において、青少年の余暇指導及び青少年育成に携わり、実践している者、並びに指導者として適当と思われる者。

## (推薦人員)

第4条 各中学校区で、概ね60名を候補者とする。ただし、新たに育成委員会を設立する場合は、この限りでない。

## 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。